

各都道府県人事担当課  
各都道府県市町村担当課・区政課  
各政令指定都市人事担当課 } 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

デジタル・ガバメント閣僚会議決定を踏まえた地方公務員等の  
マイナンバーカードの一斉取得の推進について

令和元年6月4日に開催されたデジタル・ガバメント閣僚会議で、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」が、別添のとおり決定されました。

本決定には、令和元年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、令和3年3月から本格実施されるマイナンバーカードの健康保険証利用を着実に進めるため、地方公共団体及び共済組合の取組について、下線部を中心とする下記の内容が盛り込まれておりますのでお知らせします。

各地方公共団体人事担当課におかれては、その職員等（地方公務員共済組合の組合員及び被扶養者）におけるマイナンバーカードの取得について御理解と御協力を賜りたく、よろしくお願ひします。

各都道府県市町村担当課・区政課におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村へも周知方お願ひします。

なお、地方公務員共済組合の組合員及び被扶養者のマイナンバーカードの取得について、地方公共団体に御対応いただきたい具体的な事項については、近日中に通知を発出することとしておりますので申し添えます。

記

- 1 マイナンバーカードの健康保険証利用について、円滑な移行を図り、被保険者の診療の制約につながらないようにするためには、医療機関側においてマイナンバーカードの健康保険証利用のための読み取り端末、システム等の早期整備が必要である。

このため、令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、具体的な工程表について、関係団体、地方公共団体、所管官庁等による協議を進め、8月を目途に公表する。（別添Ⅱ2.（2）①参照）

- 2 マイナンバーカードの健康保険証利用に向け、本年7月に、関係団体、地方公共団体、所管官庁等による協議会を設置し、令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策について、本年8月を目途に公表する。

その上で、保険者から事業主、加入者等へのマイナンバーカード取得要請とそのフォローアップを行うとともに、保険者による被保険者のマイナンバーカードの初回登録の推進を図る。国家公務員及び地方公務員等（国家公務員共済組合・地方公務員共済組合）については、本年度内に、マイナンバーカードの一斉取得を推進する。（別添Ⅱ2.（2）②参照）

総務省自治行政局公務員部福利課

担当：原・須賀

TEL：03-5253-5557

FAX：03-5253-5561